

2018 10月

Vol. 24

# 京丹波森林組合 もり 森林の便り

## 新たな森林管理システム (森林経営管理制度)の創設



(竹野小学校 / 5年生への森林学習)



発行:京丹波森林組合

〒629-1121 京都府船井郡京丹波町本庄木下9番地

TEL. 0771-84-0086 FAX. 0771-84-1018 / 企画・編集: 総務課

URL : <https://kyotamba-forest.or.jp/>





## ■ 新たな森林管理システム ～ 森林経営管理制度 ～ の創設について

国内の森林の多くは、植林されてから成熟期に移行し、「森林を育てる」から、伐採し「利用する」時期を迎えています。今後は、伐採後に「植える」作業を実施し、森林資源の循環利用を目指すこととなります。しかし、国産材価格の低迷や森林所有者の高齢化などによる森林・林業への意欲や関心の低下、世代交代等による境界不明瞭や所有者不明森林の増加等、適切な森林整備がされずに放置される森林が増加しています。

このような適切な森林整備がされていない森林を市町村が経営管理し、整備を進めることが可能となる、森林経営管理法に基づく「森林経営管理制度」が創設され、平成31年度より運用されることとなりました。

### 森林経営管理制度の概要

- ①森林所有者に適切な森林の経営管理を促すため、責務を明確化  
・・・森林所有者は適時に森林整備を実施することにより、適切な管理・経営を持続的に  
行わなければならない。
- ②森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に市町村が経営の委託を受ける。
- ③委託を受けた森林の内、林業経営に適した森林は意欲と能力のある林業経営者（森林  
組合・民間事業体等）に再委託し管理を行う。
- ④林業経営に適さない森林（地理的条件等）は市町村が自ら管理を行う。

「森林経営管理法」の制定と共に、その財源となる「森林環境税」も創設されます。

森林所有者等の川上側の負担を川下側も含めて、国民一人一人が等しく分かち合い、森林を支える仕組みとして、平成36年度から国税として徴収が開始されます。

（平成35年度まで東日本大震災関連の防災対策のため住民税率の引上げが実施されている）

尚、森林関連の諸課題に早期に対応するため、森林経営管理制度は平成31年度より実施されるが、森林環境税が始まるまでは「森林環境譲与税」がその財源として創設される。これは国税として徴収するのではなく、平成36年度より開始される森林環境税の税収を先行して充てるための施策です。

京丹波森林組合は、今後も京丹波町との連携を密にし、組合員の皆様のご意見を聞きながら、また、随時情報を提供できるよう、新たな制度の運用に取り組むこととしております。

## ■ 補助制度を利用した森林整備事業について

組合員皆様の所有山林の適切な管理を持続的に行うためには、国・府の補助制度を活用した森林整備を進めることが最も有効です。当森林組合においても、利用期を迎えた人工林を対象に、作業道を開設し搬出間伐を行い、間伐材の売り上げから所有者の皆様への利益還元に努めるため、補助制度の利用を進めています。

現在利用している補助制度は大きく分けて以下の2種類です。

### ① 森林環境保全直接支援事業

一定区域の森林(民有林)を面的に集約化し、施業の低コスト化を図り、計画的な森林整備を行う。地拵え・植付け・下刈・枝打・除伐等の保育、保育間伐・搬出間伐・作業道開設作業が対象。**森林経営計画**の認定が必要。

《主な補助金額》搬出間伐(60m<sup>3</sup>/ha) 360千円/ha・人工造林 800千円/ha  
下刈 140千円/ha・作業道開設 2千円/m

※搬出間伐については出材量m<sup>3</sup>/haによって単価が設定されています。今回は平均的な単価を記載

### ② 環境林整備事業(条件不利森林)

適正な整備が期待できない奥地等の条件不利地について森林経営計画以外の条件(実施協定・保安林指定地等)を整備し、保育間伐主体又は広葉樹林化を目指した森林整備を行う。保育間伐を中心に地拵え・植付け・下刈等の保育事業のみが対象。

《主な補助金額》保育間伐172千円/ha

(搬出間伐は対象外、その他保育は上記と同じ。)

※上記以外にも①と同じ内容で、森林経営計画の認定を受けずに間伐以外の保育等の補助金を受けることもできます。その場合の補助金額は、人工造林 410千円/ha・下刈 70千円/haと金額が約1/2に減額されます。

## 森林組合への事業の委託と森林経営計画樹立のお願い

今後も組合員様の山をお預かりし、適切な森林整備を行うためには、少しでも有利な補助制度を活用するため、森林経営計画を樹立し、計画的な山の手入れを継続することが重要と考えます。

当森林組合からお住まいの各集落へ、森林経営計画と事業のご提案に伺います際には、皆様でご相談いただき、是非、ご用命いただきますようよろしくお願いいたします。



## 作業道等の災害復旧事業について

今年の7月豪雨により、京丹波町も河川の氾濫等により大きな災害が居住地をはじめ農地・森林で発生しました。こうした状況の中、京都府並びに京丹波町の迅速な対応により被害状況等の調査も進めていただき、国からの激甚災害等の指定も受け、既に復旧に向けた作業も始まっているところです。

森林組合では、今回の災害により被害を受けた作業道について、町の災害復旧支援事業の適用を受けた路線で、森林組合が復旧工事を請け負った場合については、地元負担分となる工事費の10%を森林組合が負担し、復旧を進めることと致しました。

また、「森林経営計画」を樹立し認定されている町内の30団地については、森林所有者と森林組合が森林経営委託契約を結んでいることから、森林組合で被害調査を行っています。災害復旧工事が必要な場合は、町の災害復旧支援事業の適用を受け進めることとなります。

尚、区長様等へ送付させていただいた調査依頼文や、林業推進委員会議でもお知らせ致しました災害復旧に係る調査報告書についても、区内でご相談のうえ提出をお願い致します。

### <対象範囲>

京丹波町の災害復旧事業支援の対象とされる作業道台帳(町等)に登載されている路線、並びに「森林経営計画」の認定を受けた団地内の作業道、また、復旧工事については森林組合へ委託する場合のみ。

### <参 考>

京丹波町の作業道災害復旧工事費の支援

- ・事業主体:区等の組織
- ・補助率:作業道台帳に登載されている作業道の復旧費(2万円以上200万円未満内)の90%を補助

(上記の対象範囲に該当する場合は、森林組合が地元負担分10%を負担)



(路面が洗掘された作業道)



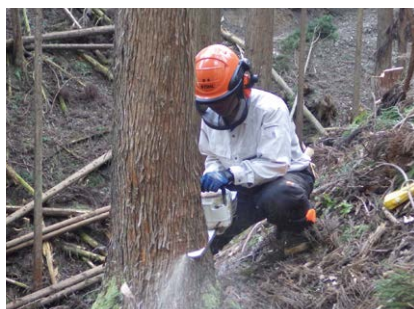
(排水管が詰まり路肩が崩壊した作業道)



## 高性能林業機械の特徴と導入後の効果について

組合員、林業推進委員の皆様から「高性能林業機械とはどんな機械なの?」というお声を耳にします。そこで、当組合の保有する林業機械を中心に、誌上で説明をさせていただきます。第1回目となる今回は、伐採搬出作業の中でどのように活用しているのかという、作業工程全体の説明です。

### 《高性能林業機械を活用した車両系搬出システム》



①伐倒作業:チェーンソー



②集材作業:スイングヤーダ

2基のワイヤードラムを搭載し簡易架線を架設し集材を行う。



③造材作業:ハーベスタ

伐倒・枝払い・玉切(測尺)を一台で行う。



④小運搬作業:フォワーダー

キャタピラー装着で悪路等の走行が可能。荷台に搭載したグラップルを使用して木材を積み込む。



⑤仕分作業:木材グラップル

グラップルは林業機械の基本。手のような動きで木材をつかみ出荷先別に分別。



⑥積込作業:木材グラップル

⑦運搬作業:大型トラック

高性能林業機械の導入により人力による作業が大幅に減少します。これにより、

(1)危険を伴う作業の減少が労働災害の防止に繋がります。

(2)林業機械による効率的な作業が実施できることにより、生産性の向上とコスト削減が可能となります。

反面、操作能力のある人材の育成や、購入金額が高額であり、その後の維持管理費用も必要となるなど課題も多いのが現状です。当組合では、京丹波森林組合中期計画の中で、計画事業量を考慮した林業機械の更新計画等を作成し、活用に向けて努めています。

※HPでも高性能林業機械の作業状況の動画を公開しております。一度、ご覧ください。



## 治山事業について

治山事業は、森林法に基づいて指定された「保安林」の維持・造成を行うことにより、山地に起因する様々な災害から、組合員のみなさんの生命・財産を守ることを目的としています。また、水源かん養、生活環境の保全・形成などを図る上で重要な施策の一つであり、安全で安心できる豊かな暮らしの実現のために必要不可欠な事業です。

今年度も京丹波町内の6か所で事業を実施しています。

### 〔森林作業道・本数調整伐（搬出間伐）〕

約10haの保安林に於いて、森林作業道580mを開設し、本数調整伐（間伐）と150m<sup>3</sup>の間伐材の搬出を行いました。これにより、保安林の指定要件である、水源かん養機能が更に高まり、林内には光がさし、風通しも良くなりました。



(施工後の林内)



(搬出状況)

### 〔丸太筋工〕

間伐材の搬出が行えない区域では、本数調整伐で伐倒した材を、2mの丸太と0.6mの杭にして、丸太を等高線状に並べて、杭を打ち込んで止める、丸太筋工を実施します。これにより、山腹斜面の表土の流出を防止する事で、早期に植生を回復することができます。



(施工前)



(施工後)



## 初めての林業後継者住宅の無償譲渡!!

この度、和知町時代にスタートされました、林業後継者住宅制度の条件を満たし、角区にあります同住宅を譲渡していただくことができましたので、ここにご報告とお礼を申し上げます。

最初に、この15年間、森林組合の作業班員(フォレストキーパー)として仕事のできたのも組合員様から山を提供していただき、また、森林組合の作業に対してご理解とご協力をいただけたからだ感謝しております。ありがとうございます。日頃、山主である組合員様と私達フォレストキーパーが山でお会いしたり、山についてお話ししたりすることがほぼ無くなり、非常に寂しいことですし不安にも感じるどころです。

私が京丹波町(旧和知町)へ来た15年前は、旧和知町だけで30名ほどの“山行さん”(作業班員)がおられました。それ以前は、もっとたくさんの方が働かれていたとお聞きしています。その中には、組合員様でもある作業班員の方が複数おられたと記憶しています。その方々に、時には焚火を囲み、山や地域のことを教えていただき、山の今後や作業について熱く語られていたことを思い出します。

現在は、京丹波町全体で17名のフォレストキーパーが現場作業に従事しておりますが、その内3分の2が町外出身者または自分のようなIターン者で構成されています。仕事の内容もひとつの山で全行程の作業に入ることがなくなり、分業化されてきたため、山仕事の継承も部分的になっています。また、私達のようなフォレストキーパーの育成も、収入面・安全面で不安要素が多く、特に、私のようなIターンの林業従事希望者の最初の問題点は住居探しです。それを解決してくれるのがこの林業後継者住宅制度だと思えます。林業就労者は15年間勤続し、家賃を納めれば、一軒家を持ち地域に住み続けることができます。地域にとっても、人口が増え、労働力の確保に繋がるメリットがあります。今後もこの制度を続けていただき、地域の農林業発展のため、新しい人材・労働力の確保に一役買って貰えることを期待しています。

最後になりましたが、15年の月日、私達家族を励まし、助けていただいた地域の皆様、共に危険な仕事を行ってきた仲間の皆様、本当にありがとうございました。これからもよろしくお願いたします。

フォレストキーパー 森川 孝誠



## 木材市況（八木木材市場）

原木相場表								
市日 平成30年9月18日			売値は1㎡あたりの単価(単位:千円)					
ヒノキ			スギ			マツ		
長さ	径級	売値	長さ	径級	売値	長さ	径級	売値
3M	9cm以下	本代(100)	3M	9cm以下	本代(100)	3M	抗木	本代(600)
	10~13	7~8		10~13	7~8		14~18	7~8
	14	8~10		14~18	7~8		20~28	7~8
	16~18	10~13		20~28	8~12		30上	8以上
	20上	10~13				4M	抗木	本代(800)
4M	9cm以下	本代(200)	4M	9cm以下	本代(200)	4M	14~20	7~11
	10~13	8~9		10~13	8~9		22~28	8~12
	14~18	10~13		14~18	9~10		30上	10以上
	20~28	10~15		20~28	10~14		14~18	7~11
6M	14	12~15	6M	14~22	9~12	5~6M	20~28	8~12
	16~18	15~18		24上	10~15		30上	8~15
元木良材			元木良材			梁丸太		
3M	16~20	20~	3M	16~20	10~	3M	18~26	8~12
4M	16~18	20~	4M	24~28	13~	4M	16~20	8~12
	30上	30~		30上	15~	5~6M	20~28	10~20
			足場				30上	10~20
			6M		本代(1500)			

※売値「本代(1500)」は1本あたり1,500円を示す。

### <表紙写真について>

京丹波町立竹野小学校において、5年生の生徒の皆さんを対象に森林学習の場を提供いただきました。

私たちを取り巻く森林の様子や森林の役割、森林で働く人々について学ぶことを通じ、京丹波町の森林を身近に考える機会になればと考えます。今後は実際の搬出間伐現場の見学も予定しています。

次代の森林・林業を担う人材を育てる事につながるよう、今後もこのような機会があれば、積極的に取り組んでいきたいと考えます。